

消費税率の引き上げに伴う給付金

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられましたが、それに伴う給付金があります。

1. 子育て世帯臨時特例給付金

○趣旨

子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として行うもの。

○支給対象者

平成26年1月1日における平成26年1月分の児童手当の受給者であって、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方を基本とする。

○給付額

対象児童1人につき1万円

○申請手続

支給対象者は、原則として平成26年1月1日時点の住所地の市町村に対して、支給の申請を行う。申請方法は各市町村が公表する。

2. 臨時福祉給付金

○趣旨

所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として行うもの。

○支給対象者

平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象。

○給付額

支給対象者1人につき1万円

○申請手続

支給対象者は、原則として平成26年1月1日時点の住所地の市町村に対して、支給の申請を行う。申請方法等は各市町村が公表する。

※注意点

どちらも申請をしなければ受給できません。また併用もできません。申請方法も各市町村単位で異なりますが、詳細の発表はこれからです。受給時期については、住民税が決定してからなので7月以降の模様です。

当ビジネスレターの先月号にも掲載がありましたが、上記給付金に関して「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい。

雇用保険法改正

雇用保険法が改正されました。

政府が進めている新たな成長戦略（アベノミクス）の中に雇用制度改革と人材強化が謳われており、その一環として雇用保険法が改正されました。

内容としては、

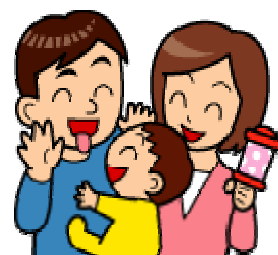
- ① 育児休業給付の充実（平成26年4月1日施行）
- ② 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設（平成26年10月1日施行）
- ③ 就業促進手当（再就職手当）の拡充（平成26年4月1日施行）
- ④ 平成25年度末までの暫定措置の延長（いずれも3年間の延長）
 - ・ 解雇、雇止め等による離職者の所定給付日数を60日間延長する個別延長給付について、要件厳格化の上で延長する。
 - ・ 雇止め等の離職者（特定理由離職者）について、解雇等の者と同じ給付日数で基本手当を支給する暫定措置を延長する。

などですが、中でも企業が従業員を継続して雇用していく際に直接関係してくるものは、①の「育児休業給付の充実」ではないでしょうか。

育児休業給付の充実の中身は、育児休業給付金を増額するというものです。

育児休業給付金とは、従業員が育児休業のために仕事を休み、給与を受けられないときに、雇用保険から支給される給付金をいいます。

これまでは、休業開始前賃金の50%が育児休業期間中に支給されてきました。平成26年4月1日以降に開始する育児休業から、育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前賃金の67%に引き上げされることになりました。



ゴールデンウィーク

もうすぐゴールデンウィークですが、みなさんのご予定はいかがでしょう？

ゴールデンウィークは、お盆や年末年始と並ぶまとまった休日ですが、その始まりは昭和23年に「国民の祝日に関する法律」が施行され、4月29日～5月5日の1週間に祝日が集中したことによるものです。その後の改正により国民の休日（現在のみどりの日）や振替休日も加わり大型連休となりました。

また、「ゴールデンウィーク」という名称は、映画業界が休日が多く興行成績のよいこの時期を「黄金週間（ゴールデンウィーク）」と名付け、それが一般にも普及したそうです。

2014年ゴールデンウィークカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						4/26 休
27 休	28	29 昭和の日 休	30	5/1	2	3 憲法記念日 休
4 みどりの日 休	5 こどもの日 休	6 振り替え休日 休				

先進国の中では有給休暇取得率ワースト1、とかく「働き過ぎ」と言われる日本人ですが、過ごしやすいこの時期、遠出するもよし気軽に近場へ出かけるもよし、インドアでまったりするもよし。それぞれの方法でリフレッシュして有意義に過ごしたいものです。

なお当事務所は、カレンダー通りの営業となっております。
(休 当事務所休業日)